

別記

個人情報取扱特記事項

○甲 五島市

乙 受託事業者

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、この契約の終了又は解除後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(罰則)

第12 この契約による業務に従事している者が、在職中又は退職後において、当該業務に関して五島市個人情報保護条例(平成18年五島市条例第3号)第47条又は第48条の違反行為をしたときは、各本条の懲役又は罰金刑に処せられる。

2 乙の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者が、この契約による業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、乙に対しても各本条の罰金刑が科される。